

ロンドン事務所

【2007年包括的支出見直しと追加的ビジネス・レイアウト白書、地方自治体の新業績指標などが発表に】 英国

財務省は10月9日、「2007年包括的支出見直し(Comprehensive Spending Review、CSR)」を発表した。「包括的支出見直し」とは、1998年以降、毎年の予算とは別に発表されている省別の予算3ヵ年計画であり、今回の2007年版は、2008年度から2010年度までをカバーする。当初は7月の発表が見込まれていたが、6月末の首相交代と国会の夏期休暇のため、秋まで遅れることになった。

財務省は2006年3月から、コミュニティー・地方自治省などと協力して、「2007年包括的支出見直し」にその内容を反映させることを目的に、イングランドにおける経済開発、地域開発の見直し作業(Sub-National Review)を行っていた。この見直し作業の結果報告書が7月に公表されたことで、「2007年包括的支出見直し」の内容の一部は、今回の発表に先立って周知されていた(イングランドの経済開発、地域開発の見直し作業結果報告書は当初、「2007年包括的支出見直し」と同時に発表する予定だったが、実現しなかった)。

今回の「包括的支出見直し」はまた、地方自治と公共サービス関連で幾つかの重要な発表が併せて行われたという意味でも大きな意味を持っている。なお、「2007年包括的支出見直し」は、予算の中間報告である「予算編成方針(Pre-Budget Report)」と同時に発表された。

以下その内容のいくつかを紹介する。

2007年包括的支出見直し

コミュニティー・地方自治省の予算は、2008年度から2010年度まで毎年、前年度比2.9%増となる。これにより、2007年度は103億ポンド(約2兆3,690億円)だった同省の予算は、2010年度には121億ポンド(約2兆7,830億円)にまで引き上げられる。予算の内訳は、「地域復興・再開発」に3年間で20億ポンド(約4,600億円)、「コミュニティーの融合・結束」に同5,000万ポンド(約115億円)など。また、地方自治体による業務効率化と費用削減を目指して同省がやはり10月9日に発表した「効率化実現計画(Efficiency Delivery Plan、EDP)」の達成に向け、1億5,000万ポンド(約345億円)が新たに計上された。

同省は、予算増によって、「2020年までに300万戸の新規住宅を建築する」という政府の目標を達成できる見込みになったと述べている。

また、3年間で50億ポンド(約1兆2,500億円)に上る地方自治体への政府補助金の使途について、中央政府の規制の幾つかを撤廃し、補助金制度を合理化する旨も盛り込まれる。一方で地方交付金(Revenue Support Grant、RSG)とビジネス・レイ

ト (Business Rate)¹の地方自治体への分配額の合計は、2008年度が240億8,100万ポンド(約5兆5,386億円)、2009年度が249億2,000万ポンド(約5兆7,316億円)、2010年度には257億6,300万ポンド(約5兆9,254億円)となる見込みであるが、伸び率自体は2008年度から2010年度までで約7%増と低い。なおこの中には、PFI事業への支援金が2008年度で6億7,700万ポンド(約1,557億円)、2009年度で8億5,300万ポンド(約1,961億円)、2010年度で10億6,900万ポンド(約2,458億円)含まれている。また、英全土を対象としたバス料金割引制度導入に向けた運輸省からコミュニティー・地方自治省への特定補助金 (specific grant) は、2008年度が2億1,200万ポンド(約487億円)、2009年度が2億1,700万ポンド(約499億円)、2010年度には2億2,300万ポンド(約512億円)となる見込みである。「2007年包括的支出見直し」ではまた、アダルトケアサービス²の改革に関する緑書作成に向けて一般からの意見集約作業を行うことも明らかにされた。

追加的ビジネス・レイト

「2007年包括的支出見直し」の一部として財務省は、「追加的ビジネス・レイト (business rate supplements)」の導入に関する白書も同時に発表した。

追加的ビジネス・レイトは、現在構想中の新地方税で、地域経済活性化プロジェクトへの資金調達を目的として、通常のビジネス・レイトの付加税として、地方自治体が地域の企業へ課すというもの。地域で徴税され、税収は自治体が留保し、それぞれの追加的ビジネス・レイトの課税期間と税収の用途(どのプロジェクトに使うか)も地方自治体が決定できる。

追加的ビジネス・レイト課税の権限は、カウンティ³及びユニタリー⁴のみに限られ、ディストリクトは課税権を持たない。しかしカウンティは、全ての追加的ビジネス・レイト課税案について、域内のディストリクト⁵と協議することが義務付けられる。ロンドンでは、グレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA) が追加的ビジネス・レイトの課税権を有し、税収の用途はロンドン横断鉄道「クロスレール」(後述参照)の工費に限定される。

追加的ビジネス・レイトは、所要の法整備の後、2010年4月に導入予定。新税に対する産業界の懸念緩和策として、最高税率は2%に抑えられ、課税評価額が5万ポンド(約1,150万円)以下である資産は課税対象から外される。更に地域経済活性化プロジェクトの費用の3分の1以上が追加的ビジネス・レイトで賄われる場合は、地域

¹ 居住用以外の建物に課せられる税金。以前は地方税だったが、1990年に国税化された。

² 老人、成人の身体障害者、精神疾患患者、学習障害を持つ人などに対するケアサービス。

³ 日本の都道府県に相当する広域自治体

⁴ 一層制の自治体

⁵ 日本の市町村に相当する自治体

の企業から課税への承認を得なければならないというものである。

クロスレール

クロスレールは、ロンドンを東西に横断すべく建設が予定されている新しい鉄道である。最初に構想が発表されたのは1974年であるが、資金不足のため計画は現在まで遅れてきた。

ブラウン首相は、「2007年包括的支出見直し」発表の数日前、下院に対し、政府がクロスレールへの最後の資金提供を承認したことを明らかにした（資金提供は数回に分けて行われている）⁶。更に、ダーリング財務相は「2007年包括的支出見直し」発表の際の声明で、クロスレールの総工費160億ポンド（約3兆6,800億円）のうち、50億ポンド（約1兆1,500億円）は中央政府の補助金で賄い、残りはロンドン市内の企業に対する追加的ビジネス・レイトの税収と民間企業からの出資で工面することを明らかにした。ロンドンの追加的ビジネス・レイトの税率は2%に設定される。

クロスレールの建設工事は来年2008年から2015年にかけて行われる。開通は2017年を予定しており、設備管理はロンドン交通局（Transport for London）が、運行は民間企業が請け負う。西はバークシャー州メイデンヘッド駅を出発し、ロンドン中心部を抜けて二手に分かれ、東側はエセックス県シェンフィールド駅及びロンドン南東部のアビー・ウッド駅が終点となる。西側にはヒースロー空港行きの支線も建設される。

地方自治体向け新業績指標

政府は、「2007年包括的支出見直し」と同時に、地方自治体が提供するサービスの評価を目的とした198項目の新たな業績指標も明らかにした。昨年10月の地方自治白書「コミュニティーの強化と繁栄のために（Strong and Prosperous Communities）」で、従来の1,200の指標を200程度にまで大幅に削減し、「業績指標の大胆な簡素化」を行うと提案したことを受けたものである。

新たな業績指標は、2008年4月より、「地域協定（Local Area Agreements, LAAs）」及び「包括的地域評価制度（Comprehensive Area Assessment, CAA）」の運用に組み込まれることになる。包括的地域評価制度は、「包括的業績評価制度（Comprehensive Performance Assessment, CPA）」に代わってやはり2008年4月から導入されることが予定されている、地方自治体によるサービスの評価制度である。

新たな業績指標は、地域協定を通じて、国民医療制度（NHS）の初期治療トラスト（PCT）⁷と警察組織にも適用される。地域協定における達成目標は、中央政府が課す

⁶ この時期、政府は総選挙の実施を検討しており、選挙を意識して発表したものと受け止められている。

⁷ トラストとは、NHSの運営母体である公益法人のことで、初期医療トラスト、救急搬送トラストなど5種類ある。初

のではなく、地域政府事務所（Government Offices）を通じて中央政府が各自治体と交渉し、決定されることになる。包括的地域評価制度の導入には、中央政府による監視がもたらす地方自治体への負担を軽減し、自治体の業績評価に自治体自らのデータを用いることによって、地域の自治権を強化する狙いがある。

これまで使われていた 1,200 項目の業績指標は、その大半が、1999 年導入のベスト・バリュー制度で用いられていたベスト・バリュー業績指標（Best Value Performance Indicator、BVPIs）を流用したものである。

新たな業績指標の一例は下記の通りである。

分野	業績指標の一例
コミュニティの権限強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動への住民の参加率（選挙での投票率、地方自治体またはボランティアセクターの組織が開催する会合、活動への参加率など） ・成人によるスポーツ活動への参加率 ・公立図書館の利用率
コミュニティの安全強化	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の犯罪者の再犯率 ・傷害事件発生率 ・反社会的行動及び地方自治体や警察組織による犯罪に対する地域住民の懸念への対処状況
子供と若者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食を食べる生徒の割合
子供の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の間でのいじめ発生状況
生徒の学習到達度、素行等	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校における長期欠席率
成人の健康と福利	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての年齢、死因を考慮に入れた総合的な死亡率 ・16歳以上の喫煙率 ・病院から地方自治体運営の老人ホームへの転院が遅れている高齢者患者の割合
社会的疎外への取り組みと平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習障害者が被雇用者に占める割合 ・児童養護施設出身者のうち適切な住環境を得ている者の割合 ・児童養護施設出身者のうち、働いているか、教育機関で教育を受けているか、または職業技術訓練を受けている者の割合

期医療トラストは、地域に根差した医療サービス提供を担う。

地域経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体の雇用率 ・ 労働年齢 (working age) 人口の失業手当受給率 ・ バスの定時運行率
環境の持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の業務による二酸化炭素 (CO2) 排出量削減率 ・ 気候変動に対する対処状況 ・ 洪水および海岸線の浸食への対策

(参考)

<http://www.communities.gov.uk/news/corporate/506120>

<http://www.communities.gov.uk/news/corporate/503127>

http://www.hm-treasury.gov.uk/pbr_csr/documents/pbr_csr07_businessrate.cfm

http://www.londonfirst.co.uk/documents/CSR_PBR_highlights.pdf

【悪徳家主を罰し、賃借人の権限を強化する公営住宅の新監視機関が設立へ】 英国

コミュニティー・地方自治省は 10 月 15 日、公営住宅の監視機関として独立組織「賃借人・非営利家主監督局 (Office for Tenants and Social Landlords、OfTSL)」を新設すると発表した。今年 6 月に発表された、公営住宅の供給・運営制度の見直し作業結果報告書 (「ケイブ報告書」)⁸の中で提案されていたもので、かねてから行われているコミュニティー関連の政府組織再編の一環として創設される。同局が手掛けることになる業務については、当初、監査委員会 (Audit Commission) が担当したい旨を表明していたが、政府は新組織を設置する道を選んだ。

今回の決定に先立ち同省は今年 1 月、イングランドにおける住宅供給と地域再生に関する業務を担う新たな執行機関「コミュニティーズ・イングランド (Communities England)」を設置することを発表している。現在の公営住宅監督機関である「住宅公団 (Housing Corporation)」と、「イングリッシュ・パートナーシップス (English Partnerships)」(詳細は下記参照) の合併によって設立され、2009 年にその機能を開始する。現在、コミュニティー・地方自治省が担当している住宅供給関連の業務も幾つか引き継ぐことになり、その役割は、今年 7 月に発表された住宅緑書⁹にも盛り込まれていた。

⁸ ウォーリック大学のマーティン・ケイブ教授が執筆した「全ての賃借人を尊重する：公営住宅の規制システム見直し (Every Tenant Matters: A review of social housing regulation)」。

⁹ 「未来に向けた住宅づくり：より適正価格の、より持続可能な住宅建設に向けて (Homes for the future: more affordable, more sustainable)」

「住宅公団」は、「1964年住宅法（Housing Act 1964）」によって、1964年に設立された。主な機能は、イングランドの新築公営住宅への資金提供と、登録非営利家主（Registered Social Landlords、RSLs）¹⁰の監督であり、中央政府と地方自治体に対して、公営住宅政策についてアドバイスする役割もある。

「イングリッシュ・パートナーシップス」は、地域再生関連業務を担う政府の執行機関である。特に産業用の土地、建築物を多く所有し、地域再生目的の政府補助金の監督業務を手掛けているほか、コミュニティー・地方自治省と共に、2003年度に新設された3つの都市開発公社の業務を監督している。創設は1999年で、「ニュータウン委員会（Commission for the New Towns）」と「都市再生庁（Urban Regeneration Agency）」の合併により設置された。このうちニュータウン委員会は、「ニュータウン開発公社（New Towns Development Corporations）」¹¹の業務監督を目的として、「1959年ニュータウン法（New Towns Act 1959）」により、1961年に設立され、1998年には、ロンドンのドックランズ地域を含む脱工業化都市で1980～90年代に創設された「都市開発公社（Urban Development Corporations）」のインフラ整備プロジェクトを引き継いでいる。また都市再生庁は、地域再生関連の政策立案とサービス提供を担う全国組織として、「1993年借地改革・住宅・都市開発法（Leasehold Reform, Housing and Urban Development Act 1993）」のもと、1993年に設置された¹²。

今回新設された OfTSL の権限には、家屋の修繕を怠るなど、家の管理・運営状況が悪い登録非営利家主を処罰できることなどが含まれる。新組織設置により、優秀な登録非営利家主に対する規制を緩和すると共に、賃借人に対しては、サービス改善を要求できる権限を新たに与える。賃借人は、住宅の管理・運営水準について同局に苦情を申し立てても改善が見られなかった場合、登録非営利家主の交代を要求することができるようになる。

英国では、公営住宅は地方自治体が直接供給するか、または登録非営利家主によって提供されている。保守党が政権を取った1979年以降、地方自治体に対して、保有する公営住宅を登録非営利家主へ移譲するよう促す二つの動きが見られる。一つは、賃借人による投票で公営住宅の保有権が地方自治体から登録非営利家主へ移譲することが可決された場合、住宅の修繕費用などとして政府から登録非営利家主に補助金が支給されるようになったことである。二つ目は、「1989年地方自治・住宅法（Local Government and Housing Act 1989）」により、地方自治体による公営住宅売却金の使

¹⁰ 住宅公団に登録している非営利家主を指す。その大半は住宅組合（Housing Associations）である。

¹¹ ミルトン・キーンズなどのニュータウンを建設したことで知られる。

¹² 「1993年借地改革・住宅・都市開発法」では、「都市再生庁」との名称で設立が定められたが、当時から「イングリッシュ・パートナーシップ」との呼称を使っていた。

途が厳しく限定され¹³、自治体による新規公営住宅の建設が事実上、不可能になったことである。

この他、前述の「ケイブ報告書」に盛り込まれていた提言のうち、政府が実施に合意したのは下記の二つである。

- ・ 住宅の水準、賃借人の満足度、運営費、家賃などの項目で登録非営利家主を点数評価し、その結果を公表する。これにより、賃借人が登録非営利家主の質を比較できるようにする。
- ・ 公営住宅の賃借人で構成される団体「全国賃借人の会 (national tenant voice)」を新設し、地域、地方、全国レベルで、公営住宅に関する政策と意思決定に賃借人の声を反映させるようにする。

(参考)

<http://www.communities.gov.uk/news/corporate/509978>

【最後の住民投票での直接公選首長制否決】 英国

イングランド北東部ダーリントン市 (Darlington)¹⁴で9月27日、直接公選首長制導入の是非を問う住民投票が行われ、58.6%が反対票を投じて否決された。

10月30日に「2007年地方自治、保健サービスへの住民関与法 (Local Government and Public Involvement in Health Act 2007)」が成立したことにより、イングランドの地方自治体は、住民投票なしで直接公選首長制を導入することが可能になった。このため、ダーリントン市は、直接公選首長制導入を巡る住民投票を実施したイングランドの最後の自治体となった (ただし同法は、住民からの要望がある場合に限り、住民投票を実施することを自治体に義務付けている)。

直接公選首長制は、「2000年地方自治法 (Local Government Act 2000)」によって導入された。同法では、「住民は自治体に対し、直接公選首長制導入の是非を問う住民投票の実施を要求することができる。有権者の5%以上が署名した請願が提出された場合、自治体は住民投票を実施しなければならない」と定めていた。ダーリントン市では、今年2月に4,500人の署名が提出されたことで住民投票の実施に至った。

¹³ 公営住宅売却金の75%は債務の返済金としてのみ使うことが許可されている。しかし地方自治体が債務を負うのは特別な場合に限られ、中央政府の許可が必要であるため、自治体が債務を負っていることは稀である。残り25%は、理論上は新規公営住宅の建設に使うことが可能だが、十分な額ではないため、実際に新たな公営住宅建設に使われていることはない。このため、公営住宅売却金は長年の間、手を付けられずに蓄積されているのが現状である

¹⁴ 一層制であるユニタリーの自治体。

イングランド北東部では、現在までに3つの自治体が直接公選首長制を導入しており、そのうちの2つがティーズ・バレー（Tees Valley）地域¹⁵にある。ダーリントン市に隣接するミドルズブラ市では、クリーブランド警察の元警視であるレイ・マロン氏が2001年、無所属候補として市長に立候補して当選し、2005年には再選を果たした。しかしマロン氏は、警視として勤務していた当時、自身と自身が率いていた捜査班が、自白や犯罪情報と引き換えに容疑者や密告者に麻薬を提供していたなどの疑惑が持たれ、停職処分を受けた過去があり、市長への就任は物議を醸した。ダーリントン市の直接公選首長制反対派は、住民投票実施前、このミドルズブラ市の例を引き合いに出し、「相応しくない人物が市長に就任する可能性がある」と訴えて反対キャンペーンを展開したが、賛成派からは「脅し戦術」として批判された。

ダーリントン市の自治体構造は、「リーダーと議院内閣」制度であり、支配政党は労働党である。保守党と自由民主党の同市市会議員は、直接公選首長制には反対の意を表明していた。

同市の住民投票の結果は下記の通りであった。

直接公選首長制導入に賛成	7,891 票
直接公選首長制導入に反対	11,226 票
投票率	24.7%

「2000年地方自治法」の施行以後、計36の自治体で直接公選首長制導入の是非を問う住民投票が実施されたが、賛成多数で可決され制度導入に成功したのは12の自治体に過ぎない。

（参考）

<http://www.darlington.gov.uk/Democracy/mayoralreferendum/mayoraware.htm>

【自治体のリーダーシップ強化は業績改善につながる旨の報告書】 英国

政府の委託で「2000年地方自治法」の影響を調べていた調査の結果報告書が10月5日、発表され、「同法の施行により、地方自治における意思決定の迅速化とサービス改善が実現した」と結論付けている。マンチェスター大学、サルフォード大学及びロンドン大学ゴールドスミス・カレッジの教授らで構成される研究チームが5年間にわ

¹⁵ ハートルプール市、ミドルズブラ市、レッドカー・アンド・クリーブランド市、ストックトン・オン・ティーズ市、ダーリントン市で構成されるエリア。正式な行政単位ではない。

たって手掛けた調査は、下記の内容を分析したものである。

- ・ イングランドの主要自治体を対象にした、行政機構に関する 2002 年及び 2006 年の調査
- ・ 同法がもたらした変化や新たな役割などに対する意識について、40 自治体の議員、職員、利害関係者を対象に実施した 2 つの調査
- ・ 40 の自治体におけるケーススタディ

「2000 年地方自治法」は、新たな行政形態として、リーダーと内閣制、直接公選首長と内閣制、直接公選首長とカウンシル・マネージャー制の 3 つのモデルを提示し、これらのうち一つを選択するよう自治体に義務付けた¹⁶。

報告書は、これらの行政形態を導入したことで、より実効性があり、より住民の目が行き届くリーダーシップを実現する 民主的制度における地方自治体の政治的機能が住民により受け入れられるようにする 地方自治体と住民の間のチェック・アンド・バランス（相互牽制）の仕組みを十分に機能させる という政府の目的が達成されたと述べた。また、リーダーにより多くの権限を与えている自治体は、目に見えて業績が改善しており、「包括的業績評価制度（CPA）」のスコア上昇にもつながっていると指摘したほか、地方自治体のサービスに対する住民の満足度は、自治体の指導体制が安定している場合に最も高くなると記した。

報告書はまた、地方議会議員より自治体職員、議員の中では一般議員より内閣構成員の方が、同法により導入された新たな行政形態を支持しており、党別では労働党の議員からの支持が最も高いと報告している。しかし、全体として、「地域の展望形成、公共サービス改善の促進、政策の方向性決定、確実な公共サービス提供、予算策定、中央政府に対する補助金請求などを行う上で、新たな行政形態は有効に機能している」というのが地方議会議員、自治体職員の一一致した意見だという。

（参考）

<http://www.communities.gov.uk/news/corporate/500389>

【ドイツでの住宅建築は EU 内の最低レベル】 ドイツ

ドイツにおける住宅の建築は、EU 諸国の中で最低のレベルである。2006 年に建設されたのは 25 万戸（全ての住宅形態を含む）に過ぎなかった。国民 1 千人当たり 3.0 戸は、EU 諸国の中で最も少ない住宅建築指標である。他に水準が低い国として、英国では 1 千人当たり 3.3 戸、スウェーデンは 3.5 戸、とオランダでは 4.5 戸があるが、そ

¹⁶ ただし、人口 8 万 5,000 人未満の小規模自治体については、従来からの委員会制を修正した「修正委員会制」を採用できるとした。

の中でもドイツは極めて低い。高い水準の国としては、アイルランドが 21.3 戸でトップであり、スペインも 16.0 戸と二桁の数字となっている。

住宅建設の統計は、ドイツ都市計画・住宅・住宅貯蓄関連機構 (Institut für Städtebau, Wohnungswirtschaft und Bausparwesen) が毎年発表している。同機構によれば、2007 年度と 2008 年度の数字は更に低下することが見込まれており、戦後初めて 20 万戸を下回る可能性がある。その背景にあるのは、ドイツの人口構造上の変化だけではない。人口の減少はすでに 2004 年から始まったが、同機構によれば、政策の転換が住宅建築市場により大きい影響を与えたとされる。その中には、住宅建設のための税金控除措置、または賃貸物件に対して段階的に減少する減価償却措置の廃止が挙げられる。

しかし、ドイツ国内では、州間に大きな差も見られる。バイエルン州 (1 千人当たり 4.6 戸)、ブランデンブルク州 (4.2 戸)、及びバーデン・ヴュルテンベルク州とシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 (両方 3.5 戸) は全国平均を上回っているが、テューリングン州 (1.7 戸) とザクセン州 (1.5 戸) は平均よりも低い。その中でも特に低いのはベルリン都市州であり、2006 年は 0.6 戸しか建設されなかった。州別の数字を見ると、ある程度は地方の経済状況を反映していることは明らかであるが、州内地域間でもまた格差がある。テューリングン州とザクセン州内にも、経済的に成功している都市はある。しかし、ベルリンにおいては、住宅建築数は都市の経済状況を象徴している。ドイツの首都であるにも関わらず、経済的には難しい状況が続いており、立ち直るまでには多くの障害を越えなければならない。ベルリン郊外では団地の縮小も行われていることを考えれば、低い住宅建設数も驚きではない。ちなみに日本の住宅建築戸数は 2006 年で人口 1 千人当たりで 10.7 戸である。

(参照)

Institut für Städtebau, press release 27.9.07

<http://ifs-staedtebauinstitut.de/>

【ブランデンブルク州は州開発戦略の方針を変更する予定】 ドイツ

ドイツの州では、州内包括的な開発計画をほぼ 10 年ごとに策定している。1996 年以降、ベルリン都市州とブランデンブルク州は共同で計画を策定することを決定し、両州全体をカバーするプログラムを作り上げてきた。共同広域計画庁 (Gemeinsame Landesplanung) という行政組織はベルリンとブランデンブルクの共同機関である。現在では州開発戦略 (LEPro 2007) という新開発政策案が議論されており、立法化への手順が進められている。枠組みの概略を決めるこの州開発戦略に基づき、開発計画が定められる。2008 年から具体的なことを決定する共同開発計画 Landesentwicklungsplan (LEP B-B) は、現在まで存在している複数のブランデンブルク州に当てはまる計画の後継計画となる予定である。現在地方自治体などの関係

者との議論・調整が進んでいる。

これまでの開発計画では、中心的な役割を果たす「中心自治体」という概念があり、上位中心自治体と中位中心自治体（Ober-und Mittelzentren）、更に最も小さな基礎的中心自治体と小規模中心自治体（Grund-und Kleinzentren）が存在し、それぞれのレベルに合わせた開発計画が策定されていた。しかし、2008年以降に目指しているのは、上位中心自治体と中位中心自治体のみを開発計画に盛り込む新しいアプローチである。開発計画とそれに伴う財政援助を分野別と地方別の中心地に集約させることによって、開発のペースを速め、ブランデンブルク全体の開発につなげるという考え方である。

しかし、このような政策変更には、反対意見も多い。ブランデンブルク州には、州開発戦略の基に地域計画を担当する5つの広域計画連盟がある。法人格を持つ公的機関であり、当該地方の郡と市町村が加盟している。決定機関は郡長や市長で構成され、地方の他の利害関係者、たとえば企業や大学などにも発言権があるが、この広域計画連盟及び多くの地方自治体はこのような上位中心自治体と中位中心自治体だけを対象にする開発戦略には反対意見を表明している。

また、ドイツ市町村連盟（Deutscher Städte-und Gemeindebund）は、この政策を担当している州大臣との会談で地方自治体の懸念を明らかにした。都市部と地方部の生活水準をほぼ同じにすることは依然として重要な目標であるが、基礎的中心自治体と小規模中心自治体に対する開発援助が無くなれば、地域ごとの生活水準に大きな差が生じるとの懸念を示した。また、州の郡長と市町村長は、大臣宛に再考をうながす書簡を送った。その中では、州開発計画で今まで基本的中心自治体や小規模中心自治体として指定されていた小さな自治体が開発の可能性を失う恐れを指摘し、州レベルでないまでも、せめて地域レベルで、従来通りの基礎的中心自治体や小規模中心自治体の概念を利用するよう開発戦略と開発計画を変更することを要求した。しかし、両州政府がこの要求に耳を傾けるかどうかは不明である。

（参照）

Deutscher Städte- und Gemeindebund, “Rheinhold Dellmann: Infrastruktur ist ein Anker für Lebensqualität und Voraussetzung für wirtschaftliche Entwicklung“;

http://www.dstgb.de/homepage/pressemeldungen/reinhold_dellmann_infrastruktur_ist_ein_anker_fuer_lebensqualitaet_und_voraussetzung_fuer_wirtschaftliche_entwicklung/index.html

Berlin-Brandenburg Gemeinsame Landesplanung Website;

<http://gl.berlin-brandenburg.de/regionalplanung/index.html>

Regionale Planungsgemeinschaft Havelland-Fläming, “Daseinsvorsorge 2007-2020 in Brandenburg“;

<http://www.havelland-flaeming.de/index.php?n=2&id=20310&sw=1280>

【エネルギー市場における刺激調整規則】 ドイツ

EU 委員会は長らく、ドイツのエネルギー市場は閉鎖的で、競争がないと主張してきていた。10月12日に連邦議会は、このEUの市場開放の要求を受け入れ、エネルギー市場に対する規則を可決した。この市場刺激調整規則 *Anreizregulierungs-Verordnung* は、2009年から施行となり、ネットワーク所有者(企業)がガスや電気ネットワーク利用に対して徴収可能な料金を制限するものである。その背景には、2000年からエネルギーの使用料が30%も上昇したことがあげられる。新しい規則は、エネルギー市場における競争を促すことで、コスト上昇を抑えることが目的である。新たにエネルギー市場調整・監視庁が設立され、エネルギー供給会社は、これから決定される効率化基準に従わなければならない。

現在、全国規模のネットワークは4つの大企業が所有しているが、地域レベルでは消費者に直接ガスや電気を供給する約1,600の企業がある。エネルギー市場における競争を高めるための何らかの枠組みの必要性については広く認められているところではあるが、今回の規則については、反対意見や効果を疑問視する声が多い。

労働組合は、料金引下げの必要性に直面している企業は、コスト引き下げのため大規模な人員削減に走る恐れがあるという見方を示している。また、地方自治体からの反対意見も多い。ドイツにおいては日本と同様、地方自治体が公営企業を通して直接エネルギー供給を行っていることが少なくない。大企業においては、規則に対応することはそれほど問題ではないと考えられるのに対して、中小規模の公営企業は、手続きが簡素化されるとしても、難しい状況に直面すると予想されている。公営企業の収入が減ると、人員削減だけでなく、ネットワークへの投資も減少する可能性がある。それにより、供給の質に問題が発生し、停電などが増える恐れもある。

ドイツの地方自治体にとってもう一つ深刻な問題がある。公営企業からの収入が減ると、財源補助を必要としている公共交通や文化施設などの維持が困難となることである。エネルギー供給に係る公営企業の利益を他のサービスの財源にするという横断的財政利用(*Querfinanzierung*)は長い間ドイツの公共交通等を支えてきており、多くの都市に質のよい公共交通、プールと文化施設等が存在する理由でもある。ドイツ都市会議や他の地方自治体代表団体は、エネルギー分野等の利益を流用する横断的財政利用が不可能となれば、公共交通料金が値上げされるか、税金の引き上げにつながると警戒している。しかし、規則が施行となるのは2009年であるため、効果が現れるまではしばらく時間がかかる。

見方を変えれば、現在の高いエネルギー価格は、公共交通や公共施設の財源を集めるための税金として見なすこともできる。エネルギー価格が下がれば、必要な財源を他から確保することとなるが、どの方法が住民のためになるかは明らかではない。公共交通の真のコストを認識するためには別な財政制度が良いという見方もできる。しかし、最終的には住民、または納税者の負担になることは間違いない。

(参照)

Ad-hoc-news, ‚Anreizregulierung kommt – Bundesrat beschließt Maßnahmen für niedrigere Strom- und Gaspreise – Abschwächungen verhindert‘;

[http://www.ad-hoc-news.de/Marktberichte/de/13722363/\(Zusammenfassung-Neu-Bundesratsentscheidung\)](http://www.ad-hoc-news.de/Marktberichte/de/13722363/(Zusammenfassung-Neu-Bundesratsentscheidung))

Bayerischer Städtetag, press release 20.9.2007;
‘Strompreispolitik: Ministerpräsident soll Stadtwerke vor schleichender Enteignung bewahren!’

<http://www.bay-staedtetag.de/>

【ザクセン州首相の日本訪問】 ドイツ

ザクセン州の首相、ゲオルク・ミルブラット氏は10月3日のドイツ統一記念日を機に日本を訪問した。ドイツ統一記念日を祝う式典とレセプションは毎年在日本ドイツ大使館で開催され、今年はザクセン州と大使館の共催で、ザクセン州が中心となった。この日のイベントにちなんで、州首相は忙しい日程をこなし、ザクセン地方の伝統と文化をアピールすると同時に、高い技術力と企業拠点としての魅力もテーマに取り上げた。世界中に知られているマイセン磁器の展示会が東京のデパートで行われ、ザクセン拠点の精密時計メーカー、ランゲ (Lange) の展示、そしてゲーテ・インスティテュートとの協力でザクセンの映画上映も行われた。ミルブラット首相は、東京大学で開催された気候変動と再生可能エネルギーを考えるシンポジウムで講演を行い、そしてナノテクノロジーについてのパネル・ディスカッションにも参加した。

ミルブラット首相の今回の日本訪問は、ザクセン州と日本の間にすでに存在する数多くの関係を強調し、それ以上に深めることが目的であった。日本はザクセン州の精密機械製造企業や自動車関連産業にとって重要な市場であるとともに、日本からの直接投資の対象にもなっている。日本の企業の20社がザクセン州に投資し、約2,400人の雇用を生み出している。この事実を考えれば、ミルブラット首相が今回の滞在の間に5つ以上の日本企業を訪問したことも不思議ではない。ザクセン州の首都ドレスデンに駐在員を派遣している日本貿易振興機構JETROとの対談も日程に含まれていた。

また、ザクセン州と特にドレスデン市は日本でも観光地として人気を集めつつある。日本からの訪問者が増えれば増えるほど、日本語に関するインフラ、または日本人が求める高いレベルのサービスも揃うことが期待できる。

(参照)

Land Sachsen Homepage, press releases 29.9. and 2.10.2007

<http://www.medienservice.sachsen.de/>